

法曹人口問題全国会議

代表 伊澤正之先生

平成26年9月8日

日本弁護士連合会

事務総長 春名一典

拝啓

仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。貴会議からの平成26年9月4日付けの「公開質問状」のなかで質問の対象とされた日弁連新聞の短信は、これまでの日弁連理事会で決定された方針（2012年3月15日法曹人口政策に関する提言並びに同年7月13日法科大学院制度の改善に関する具体的提言など）にもとづく日弁連の取組状況について簡潔にご報告をさせていただいたものです。お尋ねの事項につきましては、これまで理事会は勿論のこと、日弁連新聞や会報「自由と正義」などでも報告されておりますので、これらをご覧下さい。

短信にある四つの課題は、同時期に出された上記提言のなかで論じられており、いずれの課題も解決が急がれ、どれひとつとして揺るがせに出来ないという意味で「一体として」解決されるべきものです。もちろん、法科大学院の定員・入学者の削減が司法試験合格者の減員に繋がり、その養成課程にある者が充実した教育と修習を受けるためには手厚い経済的支援が必要であり、法曹養成課程の時間的・経済的負担が減少すれば予備試験は本来の制度趣旨にそった運用ができるという関係にあります。

また、ご指摘の「弊害」については、それぞれに真摯に対応するべく取組を進めておりますが、上記提言にある「市民にとってより身近で利用しやすい頼りがいがある司法を実現する」「21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに充実した法曹を養成する」という理念は忘れてはならないと考えます。

現在、日弁連では、司法基盤整備や法曹の活動領域の拡大に取り組んでおりますが、これは、その整備・拡大により「法的需要が増大し、法曹の仕事が魅力のあるものになるとともに、法曹養成制度が広く開かれたものとなり、法曹志望者が増加し多様化することによって優秀な人材が集まり、必要な水準の資質・能力を備えた者が増加することによって、司法試験合格者が自然に増加していくことが、法曹人口の望ましい発展の姿である」という上記提言にもとづくものです。

日弁連の取組を進めるにあたっては、会外からの意見を真摯に受け止めなければなりません。社会からの信頼があつてこそ弁護士自治は成り立つものではないでしょうか。

これからも理事会など公式な場で前向きな議論が行われるよう情報提供など会務運営に留意しますので、どうぞよろしく申し上げます。敬具